

**令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）
開催業務委託仕様書（案）**

1 委託業務の名称

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（仮称）開催業務

2 委託業務の目的

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨への対応で得られた教訓や復興に向けた能登の姿を全国に発信することで、震災の風化防止を図るとともに、継続的な復興支援につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 シンポジウムの開催概要（予定）

（1）開催趣旨

- ア 被災地の現状を発信する
- イ 被災地の復興の努力を称える
- ウ 引き続きの復興支援を働きかける

（2）開催日時

令和7年秋頃 2～3時間程度

（上記時間に、事前準備・会場撤収時間は含まない。

なお、終了時間は、プログラムの進行によって変更する可能性がある。）

（3）場所

東京都内

（4）参加者

300名程度

（5）入場料

無料

（6）内容

- ア 主催者挨拶
- イ 動画放映
復興に向けた歩みを県内外に発信するための動画の放映（5分程度）
- ウ 基調報告（登壇者：石川県関係者）
復興状況の報告、支援の感謝と引き続きの支援への呼びかけ等
- エ 著名人によるトーク（出演者：能登の復興に関連した著名人1～2名程度）
復興への想いやこれからの能登についてのトークの実施
- オ パネルディスカッション（出演者：復興に取り組む被災地の方々、支援者等

4～5名程度)

復興に関するこれまでの振り返りと今後の展望等についてのパネルディスカッションの実施

カ パフォーマンス（出演者：被災地の児童・生徒等で構成する団体）

復興への願いを込めたパフォーマンスの披露

キ パネル展示

会場内のロビー等において、復興の状況や取組を紹介する写真、動画等を展示するブースを設ける。

ク 物品販売

会場内のロビー等において、被災地の特産品を販売するブースを設ける。

※（２）開催日時及び（３）場所については、委託者が指定する。

5 委託業務の内容

（１）シンポジウム全般の企画・運営

委託者と協議の上、各種運営マニュアル及び進行台本等の作成、関係者に対する申請・諸手続業務等、シンポジウムの開催に係る出演者、司会者、会場、関係官公署、報道機関等の関係者との調整の一切を行うこと。

（２）内容の企画・調整

ア 主催者挨拶、動画放映及び基調報告

内容、資料等は委託者が登壇者等と連絡・調整を行うので、必要に応じ委託者の指示に基づき対応を行うこと。

イ 著名人によるトーク、パネルディスカッション及びパフォーマンス

（ア）出演者の手配

シンポジウムの開催趣旨に合致し集客が見込める複数の出演者候補を提案し、手配すること。

（イ）内容、資料等

委託者及び出演者と連絡・調整を行うこと。

ウ 司会者

（ア）司会者の手配

複数の司会者候補を提案し、手配すること。

（イ）内容、資料等

委託者及び司会者と連絡・調整を行うこと。

エ パネル展示

委託者及び会場と調整の上、必要な備品等の手配、展示の制作・設営・撤去を行うこと。

なお、備品等の手配に当たっては、石川県戦略広報課が所有する備品を適宜活用すること。

オ 物品販売

委託者、出品者及び会場と調整の上、必要な資機材・備品等の手配、ブースの設営・撤去を行うこと。

カ 出演者等への出演料等の支払い

出演者及び司会者へ出演料又は謝金及び旅費の支払いを行うこと。

なお、著名人の出演料、旅費その他スタイリスト、メイクスタッフ経費等の出演に係る一切の費用については2,000千円以内とし、また、各金額については委託者と調整を行うこと。

(3) 広報

ア ポスター（B2版、100部以上、カラー）及びチラシ（A4版、3,000部以上、カラー）を作成し、集客に効果的な場所を委託者に提案し、郵送等により掲示・配布の手配を行うこと。

イ その他、Web広告、SNS、メディア（新聞広告、テレビ・ラジオCM等）等各種媒体を用いた効果的な広報を提案・計画し、集客のための広報を図ること。

なお、発注者においては、石川県公式ホームページ、SNS等への掲載等による広報及び石川県関係者への個別案内を予定している。

ウ 広報を行うに当たっては、シンポジウムへの関心を視覚的に喚起するキービジュアル、サムネイル等を制作すること。

(4) 参加申込受付

参加申込受付、連絡、調整を行うこと。また、申込状況を委託者に定期的に報告すること。

(5) シンポジウム当日の運営及び会場設営・撤去

ア 運営スタッフの配置

(ア) 運営スタッフの配置計画を作成し委託者と調整すること。

(イ) ステージ進行を管理するスタッフを配置すること。

(ウ) 受付・誘導、設営・撤去及び出演者等のアテンドを行うスタッフを配置すること。

イ 会場設営・撤去、付帯器具等の手配

(ア) 会場レイアウトを作成し、委託者及び会場と調整を行うこと。

(イ) 石川県関係者及び報道機関の座席を確保すること。

(ウ) 舞台用看板、各種案内板等を作成・設置すること。

(エ) 会場と必要な調整を行い、音響、映像、ブース（パネルボード、サイン等）等の調整・運営を行うこと。

(オ) 出演者が休憩できる控室を設営するとともにケータリングを提供すること。

(カ) 会場及び控室等の設営並びに撤去を行うこと。

(キ) (ア)～(カ)までについては、会場の使用規程等に基づき適切に手配するとともに、会場側で手配できない物品等を手配すること。

ウ 当日のプログラム（A4版、350部、カラー）を作成・配布すること。

エ シンポジウムの記録

（ア）記録用の音声を録音するとともに、写真を撮影し映像を録画・編集すること。写真や映像については、委託者が石川県公式ホームページ、YouTube、SNSへの掲載等に活用することを前提とすること。

（イ）本業務の効果分析等を行うため、来場者アンケートを実施し、集計分析を行うこと。

なお、アンケート項目は委託者と調整すること。

オ 会場使用料等の支払い

（ア）会場使用料及び会場の備品・付帯器具等の使用料については、委託者が負担し、直接会場に支払う。

なお、付帯器具等については、会場側に発注する前に委託者と調整すること。

（イ）出演者等のケータリング代の支払いを行うこと。

なお、発注する前に委託者と調整すること。

（6）その他

（1）から（5）以外で、シンポジウムの開催趣旨に合致し事業効果の向上に資すると思われる企画、演出、広報、関係機関との連携等を積極的に提案し、実施すること。

6 業務の進め方

（1）受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

（2）適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

（3）受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

（4）受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

（5）業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」によるものとする。

（6）本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

7 成果品

次の掲げる成果品をCD、DVD等の電子媒体により委託者に提出すること。
なお、成果品は委託者に帰属するものとし、委託者が二次利用できるものとする。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ア 業務実施工程表（任意様式）
- イ その他委託者が必要と認めるもの

(2) 業務完了後速やかに提出するもの

- ア シンポジウムの開催に係る制作資料（プログラム、シナリオ、マニュアル、配布資料等）
- イ 広報関係資料
- ウ 当日記録（開催概要、音声記録の文字起こし、写真及び映像）
- エ 来場者アンケート（原本及び集計・分析結果）
- オ その他委託者が必要と認める書類

8 その他

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は、全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、又は委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 業務の遂行に当たって疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項に関しては、速やかに委託者まで連絡し、その指示を受けること。
- (6) 受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。